

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ⇩ 工事未収入金

**Q** : 今年度の税制改正で、工事進行基準が改正されましたが、それに伴って工事未収入金の取扱いも変わったとか。どのようなになったのですか？

**A** : 金銭債権として取り扱われることとなりましたので、貸倒引当金の引き当て対象とすることができるようになりました。

### 【解説】

今年度の税制改正では、工事進行基準の取扱いが改正され、工事進行基準が強制適用される長期大規模工事の範囲が「請負対価50億円以上から10億円以上」に、また、「工事期間2年以上から1年以上」になどの見直しが行なわれました。

ところで、工事進行基準の工事に係る未収入金(工事未収入金)は、これまで、企業会計では金銭債権に該当しないものとして取り扱ってきましたが、「工事契約に関する会計基準」において、金銭債権として扱うこととされたことから、税務でも、同様の改正を今年度の改正に盛り込み、金銭債権として取り扱うこととなりました。

したがって、今後は、この金銭債権について、一括評価金銭債権又は個別評価金銭債権のいずれかに区分した上で、貸倒引当金を繰入限度額まで設定することができることとなります。

なお、この適用は、平成20年4月1日以後開始事業年度からとなっています。

